

令和5年度「地域経済政策推進事業委託費（福島復興の発信に係る作品制作事業）」に係る企画競争募集要領

令和5年6月23日

経済産業省

大臣官房福島復興推進グループ

福島芸術文化推進室

経済産業省では、令和5年度「地域経済政策推進事業委託費（福島復興の発信に係る作品制作事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

## 1. 事業の目的（概要）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）事故以降、被災地における除染活動、福島第一原発の廃炉・汚染水対策に向けた取組が継続され、被災地の避難指示区域の解除、当該区域における事業の再開など、復興に向けた動きが加速している。

一方で、福島浜通り地域においては避難指示が続く帰還困難区域が7市町村（富岡町、浪江町、飯館村、大熊町、双葉町、南相馬市及び葛尾村）にまたがっており、当該地域における復興の加速が政府として引き続きの最重要課題となっている。

また、福島浜通り地域においては企業誘致やなりわいの再建など企業活動への支援を中心としてこれまで取組が行われてきた一方、地域住民の「心の潤い」をもたらすような施策については検討・実行が進んでおらず、今後住民の帰還や新たな人口の呼び込みが期待される原子力被災地域においては、従来とは異なるアプローチが求められている。

このような状況を踏まえ、経済産業省では今年7月に、「福島浜通り映像・芸術文化プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）」を立ち上げ、7市町村に田村市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村を加えた地域（以下「原子力被災地域」という。）を中心として、映像・芸術文化を通じた地域活性化施策の検討・実施を今後進めていく旨発表した。

本プロジェクトにおいては、これまで原子力被災地域に来ることのなかったアーティスト・クリエイターを招聘し、帰還者、新たな住民、定期的な来訪者と協創する形で、作品の制作・発表を推進することで、地元の人々や域外の人々にとって新たに魅力的で誇りに思える場所としていくことを目指している。

本委託事業では、プロジェクトの一環として

- ①映画・舞台芸術といった分野の企画実施を通じた原子力被災地域における新たな魅力創出
- ②ロケ誘致組織であるフィルムコミッションの創設検討や、映像・芸術文化関係者が集う成果報告会兼交流会などを通じ、国による支援が終了した後も原子力被災地域において継続的な創作活動が行われるための環境整備を行うことを目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 福島浜通り映像・芸術文化プロジェクトの企画実施に係る調整業務

経済産業省では本プロジェクトの企画・実行に際し、省内有志の職員を募り、特に入省10年目以内の若手職員が中心となって「若手チーム」を組織した。現在、若手チーム職員が後掲する①から⑤の企画に関し映像・芸術文化の業界関係者と案件組成を進めているところ、本事業における受託者は下記ⅠからⅦの業務を担うことが想定される。

#### Ⅰ. ①から⑤の企画の提案及び若手チーム職員との検討

- II. ①から⑤の企画の関係者（民間事業者・芸術家・クリエイター）との各種調整業務（契約手続・打合せ日程調整・打合せ内容取りまとめなど）
- III. イベント企画の場合にはイベント実施に向けた調整業務（会場設営、広報など）
- IV. 若手チームとの定期的な打合せの実施・必要に応じた業界関係者の紹介  
※例えば、若手チームが企画した内容についてそれに適した外部人材を紹介する、或いは知見を提供するなど
- V. ①から⑤の企画の対外使用資料（企画書・予算書等）の作成
- VI. ①から⑤の企画の広報・集客に係る提案及び実行  
※広報手法や集客人数の想定については、下記①から④の企画毎に詳述。
- VII. ①から⑤の各企画の将来的な自走を見据えた、原子力被災地域自治体及び地域内外を含めた民間企業との連携に向けての具体的な提案及び民間企業の紹介

この際、受託者は①から④の企画で3名程度、⑤の企画で1名程度、企画担当者を任命し事業実施期間中の企画の調整を担務させることとする。

なお、各企画の内容は下記を想定し現在若手チームにて検討を進めているところであるが、検討状況により内容が変更される可能性がある。

#### ①国内映画祭における連動企画の実施

国内で開催される映画祭において連動企画を実施し、本プロジェクトの活動内容を周知する。企画の内容については経済産業省と協議を行った上で決定することとするが、現時点で下記内容での企画実施を想定している。

##### A) 東京国際映画祭との連動企画

令和5年10月23日（月）～11月1日（水）で開催予定の東京国際映画祭に連動する形で、会期までのタイミングで映像クリエイターによる7市町村の視察を実施。その後、映画祭の会期内に視察を踏まえたトークセッションを東京において実施する。

##### <視察について>

- ・視察の参加人数は30名程度を想定している。
- ・視察日数は一泊二日を想定しており、事前に若手映像クリエイターから聞き取った、他地域での撮影に苦慮する場所・建物などを視察する。

##### <トークセッションについて>

- ・視察に参加した映像クリエイターと東京国際映画祭に招待された映画監督の合計5名程度によるトークセッションを行う。
- ・会場については東京国際映画祭事務局と相談の上決定することとする。  
なお、令和4年に行われた本プロジェクトに関連する東京国際映画祭でのトークセッションについては、会場使用料や通訳料を含め全体660万円規模で開催されており、今回についても同規模でのイベント実施を想定している。
- ・広報手法については映画関係者や映画ファンに周知されるよう、例えば劇場や映画レビューサイトなどと連動した広報を実施する他、東京国際映画祭事務局とも連携し映画祭に関心を持つ者への周知も行う。また、集客人数については現地会場において200名程度、オンラインでの配信について1,000名規模を想定している。
- ・また、トークセッションに際しては会場及びオンライン配信での同時通訳を行うこととする。

実施スケジュール（予定）は以下の通り。

8月	映画祭事務局との企画内容すり合わせ
9月	企画準備
10月	映画祭での企画実施
12月	報告書取りまとめ

##### B) 山形国際ドキュメンタリー映画祭との連動企画

令和5年10月5日（木）～10月12日（木）で開催予定の山形国際ドキュメ

ンタリー映画祭の中で、選定したドキュメンタリー映画の野外上映会及びトークセッションを実施する。

- ・山形国際ドキュメンタリー映画祭の会場において実施。
- ・上映は2日間にわたり4作品を想定しており、いずれも「地域と映画」を題材としたドキュメンタリー作品を選出。
- ・トークセッションでは、原子力被災地域において映画上映活動や映像関連の活動を行っている者を5名程度山形に招待し、山形国際ドキュメンタリー映画祭の関係者3名程度と共に、地域における映画の役割と今後の映画を通じた地域活性化の可能性を議論する。
- ・会場については野外上映会の会場にて上映に続けて行うことを想定。
- ・広報手法については映画関係者や映画ファンに周知されるよう、例えば劇場や映画レビューサイトなどと連動した広報を実施する他、山形国際ドキュメンタリー映画祭事務局とも連携し映画祭に関心を持つ者への周知も行う。また、集客人数については現地会場において300名程度を想定している。

実施スケジュール（予定）は以下の通り。

8月	映画祭事務局との企画内容すり合わせ
9月	企画準備
10月	映画祭での企画実施
12月	報告書取りまとめ

#### C) 海外映画祭との連動企画

毎年海外において開催されている国際映画祭と連携し、国内の映画監督が海外の作品制作プロセスに触れる機会を提供する。

具体的な先行事例として、NHKはアメリカユタ州で開催されるサンダンス映画祭の事務局と連携し、新進映画作家の脚本開発をサポートし、サンダンス映画祭の賞に推薦する事業を実施している。こういった取組に倣う形で、国内若手映画監督と海外の接点を原子力被災地域というフィールドで創出し、地域としての魅力を向上させていく。想定する事業は下記の通り。

- ・若手映像監督3名程度を選抜し、海外映画祭事務局により紹介された映画関係者（脚本家・プロデューサーなど）による脚本の企画開発サポートを実施する。
- ・海外の映画関係者は原子力被災地域に2回程度来日することとし、当該来日期间中若手映像監督は原子力被災地域に滞在し企画開発を共に行う。

実施スケジュール（予定）は以下の通り。

8月	映画祭事務局との企画内容すり合わせ
9月	企画準備
10月	若手映画監督の公募
11月～令和6年1月	事業実施
2月	報告書取りまとめ

#### ② 7市町村における映画上映会の実施

映画上映を7市町村内において行うことで、映画撮影誘致の機運を上昇させるとともに、映画鑑賞を通じた活力向上を目指す。企画の内容については経済産業省と協議を行った上で決定することとするが、現時点で下記内容での企画実施を想定している。

- ・上映作品は2作品程度を想定している。
- ・上映会場については7市町村内において300名以上入場可能な場所とし、必要に応じ映画上映のための設備を整備する。
- ・上映前後に上映作品の関係者（監督・俳優など）によるトークセッションを行う。トークセッションの登壇ゲストは1作品あたり3名程度とする。
- ・トークセッション登壇ゲストは、可能な限り上映会前日に原子力被災地域の視察を行

うこととする。

- ・ 広報手法については、原子力被災地域内の住民に着実に周知が行われるよう、受託者が持つネットワークを最大限活用した広報を行うこととする。例えば、多くの住民が集まる場所におけるチラシの配布や、公共交通機関における周知などが想定される。集客人数については現地会場において300名以上を想定している。

実施スケジュール（予定）は以下の通り。

8月～9月	企画内容検討
10月	広報・宣伝
11月	企画実施
12月	報告書取りまとめ

### ③フィルムコミッションの創設検討

原子力被災地域においては現状ロケ誘致組織であるフィルムコミッションが存在しない一方、ロケの誘致は地域経済の活性化や活力向上に資するものである。このため、現地でフィルムコミッションの創設に関心を持つ事業者と連携し、原子力被災地域におけるロケ誘致の在り方に係る調査やフィルムコミッションが地域にもたらす便益の可視化、並びにロケ誘致組織の創設（法人設立）支援までを行う。

実施スケジュール（予定）は以下の通り。

8月	現地事業者との打合せ、他地域の事例調査
9月～10月	自治体との打合せ、地元ニーズや業界ニーズの調査
11月	組織形態・事業形態の検討
令和6年1月	法人設立
3月	報告書取りまとめ

### ④短編映像作品制作

本プロジェクトの周知を目的として、短編映像を制作し、発信する。

- ・ 合計30分未満の動画を制作することを想定。本数については1本或いは複数本を問わない。
- ・ この際、動画はフィクション・ノンフィクションを問わないが、原子力被災地域を題材としたものであり、かつ撮影については全編原子力被災地域において実施することとする。
- ・ 動画については相当の発信効果を生むことを成果指標とし、動画サイト等において令和6年度末までに合計1万回以上の再生回数を生むコンテンツを創作することを目指す。
- ・ このほか、多くの国民に周知する観点で、動画の短縮版を電車内や駅といった場所で放送することなども想定される。

実施スケジュール（予定）は以下の通り。

7月	映像制作者への打診、企画内容すり合わせ
9月～11月	ロケハン、脚本執筆等
12月～令和6年1月	撮影・編集
3月	映像公開・報告書取りまとめ

### ⑤常磐線舞台芸術祭における連動企画の実施

今年7月31日から8月13日まで開催される常磐線舞台芸術祭と連動企画を実施し、本プロジェクトの活動内容を周知する。企画の内容については経済産業省と協議を行った上で決定することとするが、現時点で下記内容での企画実施を想定している。

- ・ 舞台芸術祭において、原子力被災地域の高校生による演劇の上演を実施する。この際、参加する高校生は30名程度を想定しているほか、原子力被災地域外の高校生20名程度も招致し、共に上演を行うことで他地域とのコラボレーションを創出する。会場は出演する高校の体育館・ホールなどを想定している。
- ・ また、有名作詞家・作曲家・合唱団による、原子力被災地域を会場とした合唱の実施も

併せて行う。合唱団の規模は50名程度を想定しており、会場は100名以上の観客が入場可能な場所を想定している。

- ・上記2演目の実施に加え、会場に演劇や合唱の発表者が普段の練習や発表時に活用する商品などを生産している企業の商品紹介のブースを設け、将来的なスポンサーシップへと結び付けていく。今年度事業においてはブース出展料を徴収しないこととし、企業担当者を会場に招待し、担当者が自社の広告効果を理解する機会を設けることとする。
- ・広報手法については、原子力被災地域内の住民に着実に周知が行われるよう、受託者が持つネットワークを最大限活用した広報を行うこととする。例えば、多くの住民が集まる場所におけるチラシの配布や、公共交通機関における周知などが想定される。集客人数については各演目につき現地会場において100名以上を想定している。

実施スケジュール（予定）は以下の通り。

7月 舞台芸術祭事務局との企画内容すり合わせ  
8月 舞台芸術祭での企画実施  
12月 報告書取りまとめ

## (2) 本プロジェクト関係者による報告会・交流会の開催

令和6年2月頃に、本プロジェクトにおける関係者（映画上映会や舞台芸術祭などに関与した地元関係者、フィルムコミッションの検討に関与した地元関係者、短編映像作品制作を行った者、映像制作ワークショップに参加した者など）が7市町村のいずれかに集い、今年度の活動内容を報告するとともに、次年度以降の活動に向けた意見交換を行う。この際、原子力被災地域の自治体、映画・演劇・アート等の各業界の有識者や、本事業の目的は、プロジェクトに関与した者及び今後関与する可能性のある者が集い、原子力被災地域における映像・芸術文化による地域活性化の機運を高めていくことであり、本事業における受託者は下記IからVIIの業務を担うことが想定される。

- I. 上記目的に鑑みた報告会・交流会の企画提案
- II. 提案を踏まえた企画の実行（広報・集客を含む）

実施スケジュール（予定）は以下の通り。

10月～12月 企画内容検討・招待者への打診  
令和6年2月 報告会・交流会開催  
3月 報告書取りまとめ

## (3) その他

状況に応じて作業工程等に変更があり得ることに留意し、具体的な取組の内容、実施方法、実施スケジュール等に変更が生じる場合については、経済産業省と協議を行った上で決定する。また、事業の実施過程において、実施計画に変更が生じた場合や変更が見込まれる場合には、速やかに経済産業省と相談すること。

## (4) 報告書の作成

上記事業の成果について、報告書を取りまとめる。報告書については、A4用紙10枚程度とする。

## 3. 事業実施期間

契約締結日～令和6年3月29日（金）

## 4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。

- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

## 5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：120,000,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。
  - ※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
  - ※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
  - 支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：令和5年6月23日(金)

締切日：令和5年7月12日(水) 14時必着

### (2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和5年6月26日(月)18時00分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)  
「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和5年6月27日（火）14時30分

### （3）応募書類

- ① 以下の書類を（4）により提出してください。
  - ・申請書（様式1）
  - ・企画提案書（様式2）
  - ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
  - ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。  
なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

### （4）応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

## 7. 審査・採択について

### （1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

### （2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。

- ⑪事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○コンテンツパイ・ドール条項入り概算契約書

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/r5con-bayhdole-1\\_format.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5con-bayhdole-1_format.pdf)

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費

(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等) 光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合) 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者者に再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

## (2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

## 10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始

しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
  - ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
  - ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- 
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
  - ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
  - ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業  
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業  
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業  
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

#### 1 1. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ 福島芸術文化推進室

担当：露口

E-mail：[exl-s-fukushima-bunka@meti.go.jp](mailto:exl-s-fukushima-bunka@meti.go.jp)

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和5年度地域経済政策推進事業委託費（福島復興の発信に係る作品制作事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

令和〇〇年度「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業 (〇〇〇〇〇〇〇)」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	



等の働き方に係る基準は満たすことが必要。)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況  
 \* 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)の策定状況(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)

7. 事業費総額(千円) ※記載している費目は例示。募集要領9.(1)経費の区分に応じて必要経費を記載すること。

I 人件費	
II 事業費	
①旅費	
②会場費	
③謝金	
④補助職員人件費	
III 再委託・外注費	
IV 一般管理費	
小計	
IV 消費税及び地方消費税	
総額	千円(※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。)

## 再委託費率が50%を超える理由書

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 1. 件名

令和〇年度〇〇〇〇委託事業（〇〇調査事業）

## 2. 本事業における再委託を有する事業類型

※「10. その他（2）①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）」に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「－」を記載してください。

## 3. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「－」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、・・・であり、その他関連業務として・・・を実施する上で、事業類型（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）が示すように、（落札者）と委託、外注先の業務体系が（事業類型Ⅰ～Ⅲの内容）のような関係となる。

## 4. 再委託費率

※再委託（契約書上の再委託：第7条1項（消費税込み））÷総額（消費税込み）×100により算出した率。

●●. ●%

5. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇（株）については、・・・を実施出来る唯一の事業者であるため等。	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇	・・・
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇	・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

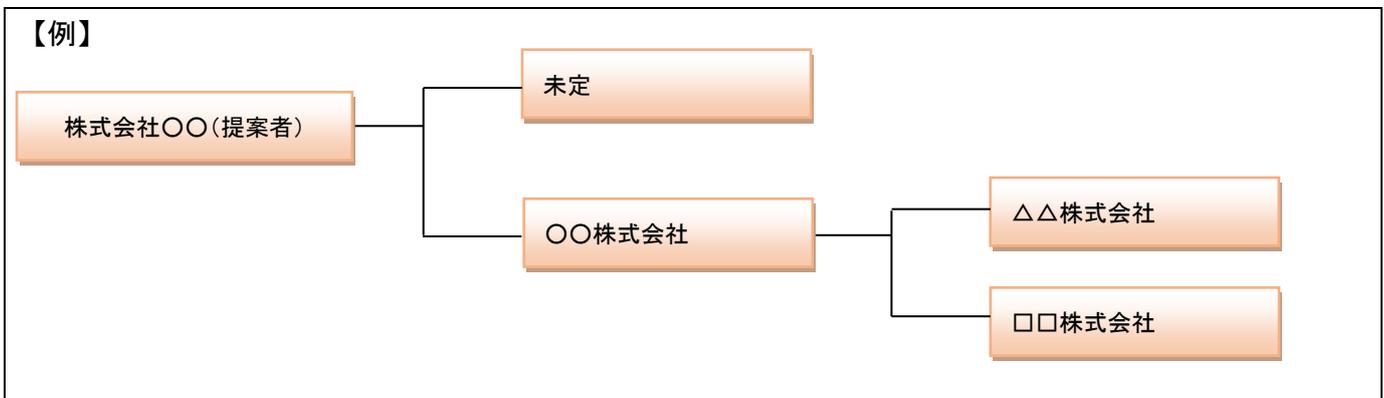
※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

<記載例>

〇〇調査事業の性格上、・・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（2. 記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●（株）：・・・・分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に再委託する。

〇〇（株）：

△△（株）：

■ ■（株）：

▲▲（株）：

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

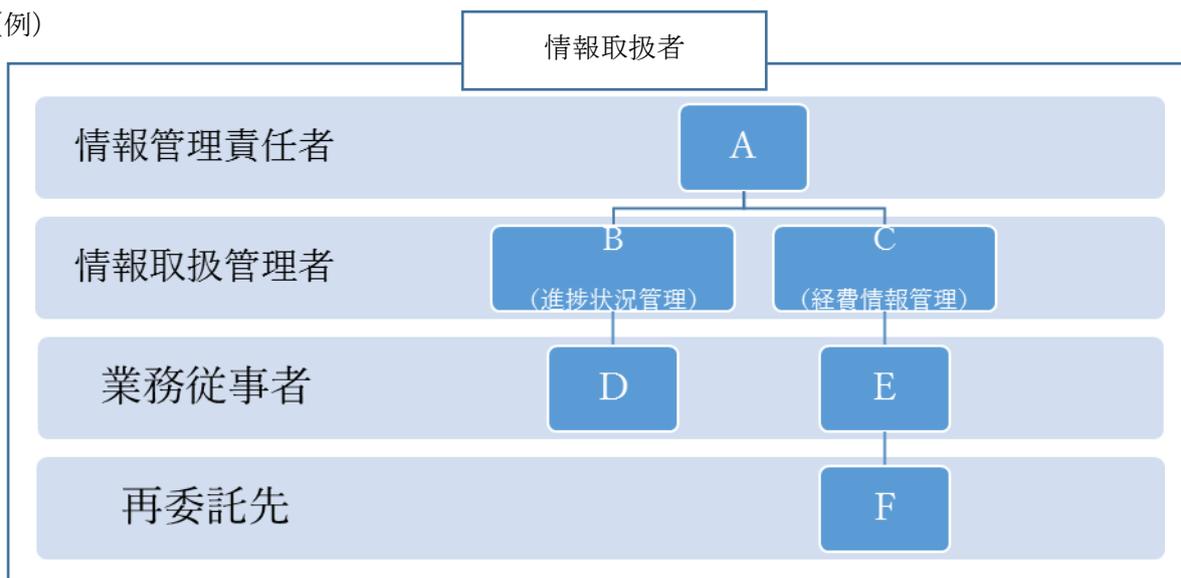
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。